EU　輸入関連法

輸入数量割当　詳細

1. 適用法令

共同体による数量割当の執行手続を設定する2008年7月17日付理事会規則717/2008（2008年7月26日付官報L198掲載）

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008R0717

2. 概要

理事会規則717/2008（2008年8月15日発効）は、EUにおける一連の数量規制執行手続きを規定している。EUが自主的にまたは協定に従い、一定期間輸出もしくは輸入される可能性のある物品の割当を設定する際に適用される。ただし、ローマ条約の付属書Iに記載された農産物や、繊維製品、数量規制の管理のため特別に規定された輸出入に関するルールの対象となる製品には適用されない。

数量割当の対象となる製品の輸出入には、輸出入ライセンスが要求される。欧州委員会は官報に、割当量の配分方法や、輸出入ライセンス申請のため満たすべき条件、申請書の提出期限、書類提出先となる加盟国の管轄当局のリストと共に、数量規制の開始を公告する。割当量は公表後、できるだけ早く申請者に配分されるが、複数回（tranche）で配分されることもある。配分もしくは使用されなかった割当量は、再分配される。再分配される割当量は加盟国が提供する情報に基づき、欧州委員会が決定する。

割当は、規則で定められた次の3つ方法のうち1つ、それらの方法の組み合わせ、またはその他の適切な方法によって決定される。

(1) 伝統的な取引高を基礎とする方法：この配分方法は割当量の一部を以前から当該物品を扱っている輸出入業者に優先的に配分するものである。残りの割当量はその他の輸出入業者のために留保される。輸出入業者は優先的な配分を受けるためには、参照期間と呼ばれる過去の一定期間に、割当の対象となる物品をEUに輸入したか、EUから輸出したことが証明可能でなければならない。

(2) 申請書類の提出順による方法：この方法では先着順（first come, first served）で割当量を配分する。申請1件に対して配分される割当量は、欧州委員会が決定する。

(3) 要求量の割合によって分配する方法：加盟国の管轄当局は欧州委員会に受理した輸出

禁無断転載　Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.

入ライセンスの申請件数と要求量の合計を欧州委員会に通知する。欧州委員会はこの通知を審査し、加盟国の管轄当局が輸出入ライセンスを発効する割当量や回数を決定する。要求量の合計が割当量に達しない場合、申請はすべて認められる。割当量を超える場合、割当は、申請の要求量に比例して配分される。

ライセンスが先着順で発行される場合、加盟国の管轄当局により即時発行される。その他の場合、配分される割当量を記した欧州委員会決定の告知から10日以内に発行される。ライセンスは原則としてEU全域で有効だが、割当の実施がEU域内の一部地域に限定される場合は、当該地域を含む加盟国内でのみ有効となる。当該ライセンスの有効期間は4カ月である。

2021年1月、英国のEU離脱に伴う移行期間が終了し、英国は完全にEUを離脱した。そのため、英国当局が発行したEUでの輸出入ライセンスないし英国事業者が保有するEUでの輸出入ライセンスは効力を失った。

禁無断転載 Copyright (C) 2021 JETRO. All rights reserved.